



町の人口 10月31日現在 () 前月比
男 4,904人 (-5) 女 5,101人 (-11) 計 10,005人 (-16) 世帯数 2,329 (-2)

発行 小国町役場 編集 総務課庶務係 [中里 160代]

◎ 酒を飲んだら運転しない！

期間=11月11日から51年2月18日まで
飲酒運転追放100日運動

例年秋から年末年始にかけて飲酒する機会が多く、飲酒運転による重大事故が多発する傾向にありますので、町民1人1人の自覚のもとに、飲酒運転をなくするための社会慣行を確立しましょう。

木枯しが吹き荒れ、コートのえりを立てるころになると酒が恋しい時期になります。確かに酒は私達の生活の中にとっており、あるときは心をふるい立たせ、あるときはわざわざや恵みを忘れさせるなど、その果たしてきた役割は大きいものがあります。

しかし酒は、理性をマヒさせるもので

あり、冷静な判断を必要とする自動車の運転にとって害となるものです。

このことは誰でも知っていることですが、自分に限って事故を起こさないという甘い考えから、飲酒運転をする人があとをたたないのは悲しむべきことです。

飲酒運転追放100日運動を機会に

- 飲酒運転をしない
 - 飲酒運転をさせない
 - 運転をする人には酒をすすめない
- ということを、みんなでもう一度確認し合おうではありませんか。



火の取り扱いには細心の注意を

火災の原因は、たばこの不始末によるものが圧倒的に多く、たき火、火あそび、こんろ、風呂がま、ストーブ、放火という順に続いている。

火災は社会的な損失が大きいばかりか人の命にかかわることです。それに火元となると隣近所にかけた迷惑も大きく、その負担は言いようのないものになります。

毎日、その場その場で火をあまらせない注意が肝心です。

その注意は、そ

期間
11月26日(水)
～
12月2日(火)
まで

- *****
* 今月の納税 *
* 固定資産税 第3期 *
* 国保税 第8期 *
* 保育料 11月分 *

火事！ 油や灯油の火が真赤になってバッと火の手をあげても、炎にまどわされることなく、落ちついて初期消火に当たることが大切です。天井に炎が達するまでだいたい3分～5分——この間のあなたの勇気と行動が大きな火災を防ぐ鍵です。



国民年金保険料の特例納付について

●保険料掛け忘れの期間が生き返る
保険料を納める期限が過ぎても、2年間は納め直すことができますが、2年以上過ぎれば時効になり納める権利をなくしてしまいます。こうなれば掛け忘れた年金の加入期間は無効になってしまい、年金を受ける年齢になって——あの期間が生きていれば——と思っても後の祭です。このような未納保険料を今年の12月末日までなら、月900円で納入できるのが特例納付です。

●国民年金保険料特例納付は今年中に

特例納付期限はあと2ヶ月です。未納期間、未加入期間の多い方は月賦払いでも今年中に納めて、年金加入期間を1ヶ月でも多く確保されることが得策です。厚生年金や共済組合の加入者も、就職前や転職中の空白期間が国民年金強制加入者の場合も該当します。ただし昭和36年4月以後の場合に限ります。

なお、国民年金受給権を得ている人、(60歳になり、老齢年金繰上げ請求しない)も、以前の加入期間中に納め忘れの期間がないか点検し、自分の年金をより高くカサ上げしてください。

●10万8千円が21万2千円の年金に

これは国民年金特例納付利用の1例です。明治44年4月2日から明治45年4月1日までに生れた、今年64歳の人で、国民年金に当然加入しなければならない人が、何かの理由で全く保険料を納めなか

った場合、特例納付制度を利用したものです。この年齢の人は、老齢年金を受けるには最低10年の加入期間が必要な為、昭和36年から10年間、つまり60歳になるまでの保険料を特例納付で、1ヶ月につき900円の割で納めると10年は、

$120\text{月} \times 900\text{円} = 10\text{万}8\text{千円}$

で保険料総額は10万8千円となり、年金額は本年の改定で21万2,250円が支給になるということです。

ところが、この特例納付制度は誰もが利用できるわけではなく、国民年金に当然加入しなければならない強制加入者に限られています。また現在、任意加入者でも未納期間が強制適用被保険者の場合であれば、納付することができます。

●明治44年4月2日以後生まれた人は、何かの年金に加入し、保険料を納付しないと生涯年金の支給はありません。

以上のようなことから、家族に、会社の仲間に該当者がありましたら、この制度を教えてください。

国民年金係

小国町農業祭終る

10月23日中央公民館に、町内農業関係者、農家組合長、近代農研会員などが参集して開催されました。

まず、今年度の稻作概況報告があり、その後優良米共進会の表彰につづき、講演会にうつり、

「ブラジルでの農業経営」

ブラジル 保坂 敬三さん
「スイス山岳畜産経営」

八王子 中村 基之さん
2名の方から、貴重な講習をしてもらいました。終了しました。

保坂敬三さんは、本町太郎丸出身で現在ブラジルでコーヒー園など大農園を経営しておりますが、故国日本に帰国中でありますので、この機会に講演をして



講演をする
保坂敬三さん



講演をする
中村基之さん

金のかからない きれいな選挙の実現のために

— 公職選挙法の1部改正 —

第75通常国会において成立された、公職選挙法の1部改正法が7月15日公布になりました。同法施行令の1部改正政令も9月27日に公布、いずれも10月14日施行されました。

主な改正点を要約すると

1. 衆議院議員定数を491人から511人に改正
2. 衆、参議院の選挙公営が拡充
3. 政治活動の文書図画の規制
4. 寄附の禁止の徹底
5. 機関紙の颁布の規制
6. 連座制の強化

の6点とされています。このうち、一般選挙民に特に関係あるものとして、寄附の禁止規定があります。改正前では「公職の候補者又は候補者となる者（公職にある者を含む）は、当該選挙に際し当該選挙区域内にある者に対し寄附をしてはならない」とこととされ、これらの規定はお祭等の寄附もこれにあたり、「寄附とは金銭のみでなく、花輪、供花、その他物品等」が含まれます。

また、同条に新たに次の1項が加えられました。「何人も、公職の候補者等、（公職にある者を含む）に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。（親族に対する場合はこの限りでない）」こととされ、これらの規定はお祭等の寄附もこれにあたり、「寄附とは金銭のみでなく、花輪、供花、その他物品等」が含まれます。

また親族とは、民法第725条に規定する親族と同じであり、6親等内の血族、3親等内の姻族がこれにあたるとされています。

以上公選法の1部改正について申し述べましたが、みなさんもこれらのこと

を守り、金のかからないきれいな選挙を実現しましょう。

電話の加入申し込みは直接郵便局へ

☆最近、小国町へ電話の申し込み手続きを代行する業者があらわれ、電話局や郵便局の了解をとっているようなことを言って、保証金や手数料をとっていますがこれらは電話局や郵便局とは全く関係ありませんからご注意ください。

電話局や郵便局では、電話の申し込みの際に保証金や手数料をいただくことはありません。

☆また、電話機の置台（回転台）を売っている業者も、電話局や郵便局と関係があるようなことを言って、高い値段で売っているようですが、これも電話局や郵便局と全く関係ありませんからご注意ください。



お忘れなく！

申告所得税第2期分の納期限は12月1日です。（11月30日が日曜日のため）お忘れなく期限までに完納してください。

振替納税を利用されている方は、11月末までに預金の残高を、お確かめください。

直接郵便局又は銀行へ納付される方については、納付書を6月中旬に予定納税額の通知書に同封して送ってあります。

納める額を確かめて納付してください。
柏崎税務署

過疎地域振興に農林公庫資金を

新潟県では皆さんの居住する地域を含め、振興山村（29市町村）過疎地域（33市町村）が法律により指定されています。

これらの地域では、農林公庫から長期（最高25年償還）、低利（年5パーセント）、据置中年4.5パーセントの資金、（振興山村、過疎地域経営改善資金）を借りられます。

農、林業関係では、個人最高400万円漁業関係では800万円までとなっています。

公庫では、このほか使用目的に応じた各種の資金を用意していますので、遠慮なくご相談ください。

詳細は公庫、県出先期間、農協等へどうぞ。

あなたの就職に テレホンサービスをどうぞ

長岡職安では、安定所へおいでになれない方のために、電話で求人情報をお知らせしております。

電話番号は 65-
長岡（0258）代2233です。
お知らせする求人情報は時間により、次のとおり区分しております。

男子向情報 午前9時～午後1時
女子向情報 午後1時～午後5時
全般向情報 午後5時～午前9時
(土曜日午後～日曜日は全般向)

1週間にごとに新しい情報と取替えします。
長岡公共職業安定所

カメラ スケッチ

日本児童教育振興財団主催、文部省、新潟県教育委員会後援のコンクールに、八王子小学校より2年~6年生までの6人の作文を応募したところ、4年生中村剛君の「うぞじやねえ」が各学年で1名だけの特選にえらばれ、現在全国の審査を受けております。



八王子小4年

中村 剛君 特選! 「全国児童生徒作品コンクール」

この作文は、原稿用紙5枚(2,000字)に書いたもので、低学年では原稿用紙に5枚書くのはなかなかむづかしく、剛君も今回先生から指導してもらつてはじめて、5枚も書いたそうです。

なお、他の5人も入選になっています。

=これは珍しい=

ミョウガに真赤な花

先日、八王子小学校の児童が登校途中で、ミョウガに真赤な花が咲いているのを見つけ、不思議がって学校にもって行ったところ、先生方もびっくり。

11月10日の新潟日報にも同じ赤い花が咲いたとの記事がのっていたので、以下新潟日報より――

この現象を長岡市の中越青少年文化センターの石田寅夫先生は「ときどき見ま



すよ。でも珍しい方ですね」と前置きして、次のような説明。

ミョウガは穂の先に淡黄色の花を咲かせるが、それが受精しないで散るのが普通。今回のものは受精したため穂の中に赤い実があり、それが大きくなつて、パカッと穂がはじけ人目についたのでしょうか。白い小粒のものは種です。ことしの異常残暑は植物界にさまざまな異変を起こしているようだ。



頭が2つのヘビ

八王子の生徒が家の近所で見つけたもので、現在中学校の生物部が飼育中。
デムグリという種類だそうです。
若いころにも見たことがある…と話しているお年寄りもいます。

金メダル 3個獲得

身体障害者スポーツ大会

11月8日、9日三重県伊勢市で開催さ

れた、第11回身体障害者スポーツ大会に新潟県代表として出場した小林正知さん

(楢沢) 中村良子さん(箕輪出身=上越市) が金メダル3個を獲得しました。



小林
正知さん(四〇)
砲石投げと百メートル競走の二種目に
出場し、百メートル競走で金メダル。



中村
良子さん(二七)
六十メートル音響競走と立幅飛びの二種目に
出場、両種目とも金メダル。

おしらせのページ

11月16日~30日

12月1日~15日

16 ⑩		1月 ・種とう 中里小 中央保育所 中里小 1:30~ 八王子小
17 月	◎	2火 ・種とう再接種 中央公民館 1:30~2:00
18 火	◎	3水 ・種とう 上小国小 やまなみ保育所 法末小 1:30~ 上小国小
19 水	◎	4木 ・インフルエンザ 中央公民館 1:30~2:00
20 木	◎	5金 ・種とう 下小国小 若草保育所 下小国小 1:30~ 小国橋小
21 金	◎	6土
22 土	◎	7日 ・勤労感謝の日
23 日	◎	8月 ・種とう判定 中里小 1:30~2:00
24 月	◎	9火
25 火	◎	10水 ・種とう判定 中央公民館 1:30~2:00
26 水	◎	11木 ・種とう判定 上小国小 1:30~2:00
27 木	◎	12金 ・種とう判定 下小国小 1:30~2:00
28 金	◎	13土
29 土	◎	14日 メモ:
30 日	◎	15月 メモ:

昭和51年度 新年俳句大会 ご案内

期日 正月4日(日)
12時~4時
会場 中央公民館 小ホール
兼題 新年詠 5句
葉書で投句のこと
〆切 12月5日 必着
選者 今井 博 市川 溪雪
永見 綾風 町田片見草
相波 醉歩 三山とおる
中村 一晴 山崎 可曲
今井 勝人 山崎 灯谷
五十嵐 露光 富沢 陵霧
席題 当日12時発表
表彰 兼、席題とも15位まで
授賞 参加賞も用意
投句所 楢沢 五十嵐金吾まで

りの人権擁護委員が取り扱っています。ご遠慮なくご相談ください。
最寄りの人権擁護委員
松田 金平
中島 猛

心配ごとはありませんか
どんなささいな心配ごとでもご相談に応じますので、お気軽にいでください。
相談は無料ですし、秘密は守ります。

- 相談日 毎週火曜日
- 場所 老人憩の家
「延命荘」

交通規制のお知らせ
先般回覧でもお知らせしましたが、塙山善福寺踏切工事などのため、塙山小学校~踏切間は27日まで総ての車が交互通行になっています。

この地点を通行されるかたは、交互通行のため待ち合わせ時間を計算に入れ、早めに出勤や通学をしてください。
長岡方面に行かれる車は、小千谷通りのほうがよいかと思われます。

あなたの人権 守られていますか!

人権相談所(無料)
とき 11月25日(火)
10時~3時
ところ 老人憩の家 延命荘

次のようなことでお困りのかたは、ご相談においでください。秘密を守ります。

●人権問題
酷使虐待、私的制裁、名誉信用侵犯、差別待遇など。

●法律問題
家庭問題、借地借家、金銭貸借、損害賠償など。

●法律扶助問題
資力がとぼしく訴訟費用のない人に、その費用を立て替える制度があります。お困りのかたはご相談ください。

相談担当者
人権擁護委員
決務局人権擁護係官
人権相談はふだんも法務局柏崎支局または最寄